

東京都新しい公共支援事業  
新しい公共の場づくりのためのモデル事業 助成金交付要綱

23生都管第886号  
平成23年7月21日

(目的)

第1 この要綱は、多様な担い手が協働して自らの地域の課題解決に当たる仕組み(マルチステークホルダー・プロセス)の下、NPO等、地方公共団体及び企業等が協働する取組(以下「モデル事業」という。)を試行する事業に対して、東京都新しい公共支援基金を活用し支援を実施することにより、地方自治体とNPO等の協働のモデル作りを進め、「新しい公共」の拡大と定着を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「新しい公共」とは、「官」だけでなく、市民の参加と選択のもとで、NPOや企業等が積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくり、学術・文化、環境、雇用、国際協力等の身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動などをいう。
- (2) 「NPO等」とは新しい公共の担い手となる特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合等の民間非営利組織をいう。
- (3) 「新しい公共支援事業実施要領」(以下「実施要領」という。)とは、平成23年5月2日付府政経シ第102号により都道府県知事あてに通知のあった、新しい公共支援事業の仕組み、手続きを中心とした必ず守るべき基本的事項を定めたものである。
- (4) 「新しい公共支援事業の実施に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)とは、平成23年4月12日付府政経シ第97号により都道府県知事あてに通知のあった、新しい公共支援基金の設置、運用等に関する具体的な方針・方法を示したものである。

(交付対象事業)

第3 この要綱により助成金を交付する事業は、実施要領及びガイドラインに基づいて、地域からの提言等をもとに協働するNPO等及び区市町村又はNPO等及び都若しくは区市町村を構成員に含む協議体(以下「協議体」という。)が事業実施主体となる新しい公共の場づくりのためのモデル事業(以下「モデル事業」という。)とする。

モデル事業は「一般枠」、「NPO等支援重点化枠」及び「震災支援枠」の3種類とし、「一般枠」は次の(1)及び(2)の要件を、「NPO等支援重点化枠」は次の(1)から(3)までの要件をいずれも満たしてなければならない。

ただし、「震災支援枠」については、(1)から(3)までの要件を緩和し実施する。

- ( 1 ) 地域の諸課題の解決に向けた先進的な取組であり、他の地域のモデルになるものであること。
- ( 2 ) 多様な担い手( N P O等、企業、行政を可能な限り含み、その構成メンバーは概ね5団体以上の幅広い参画を目標とする。)が協働して、自らの地域の諸課題の解決に当たる仕組みによる会議体(以下「会議体」という。)を立ち上げ、「新しい公共」により取組を進めるものであり、また、事業成果が一時的なものとならないように、当該モデル事業終了後も会議体を活用した取組を継続させること。
- ( 3 ) 応募した事業案件の目的・計画に沿って参加・活動する関係N P O等の活動基盤整備、寄附募集、融資利用などの人材、情報、資金、仕組み面の取組の強化等、N P O等に対する支援を主な目的の一つに含むものであること。

(助成事業者)

第4 この要綱において、助成を受けることができる団体は、N P O等と協働して地域の諸課題解決に取り組む区市町村又はN P O等及び都若しくは区市町村を構成員に含む協議体とする。

また、助成を受けた区市町村及び協議体は、助成対象となる事業を協働で実施するN P O等に対して経費の一部を助成することができる。

ただし、協議体は以下の条件を満たす必要がある。

- ( 1 ) 代表者が定められていること。
- ( 2 ) N P O等及び都・区市町村が構成員に含まれていること。
- ( 3 ) モデル事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、以下の事項を定めた協議体の規約その他の規程が作成されていること。
  - ア 協議体の構成員、事務局、代表者及び代表権の範囲
  - イ 協議体の意思決定方法
  - ウ 協議体を解散した場合の地位の承継者
  - エ 協議体の事務処理及び会計処理の方法
  - オ アからエまでのほか、協議体の運営に関して必要な事項
- ( 4 ) 規約その他の規程に定めるところにより、一つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(助成事業期間)

第5 助成の対象とする事業期間は、平成23年4月1日から平成25年3月31日までの期間とする。

(助成金額)

第6 助成金額は助成対象経費の全額とし、予算の範囲内で助成する。なお、一つのモデル事業につき原則として上限は1,000万円、下限は100万円とする。

(助成の対象とする事業経費)

第7 助成の対象とする事業経費は、人件費(関係行政機関の恒常的職員に係る人件費を除く。)、諸

謝金（委員、講師等）、旅費（職員、委員、講師等）、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び会場借料、募集広告費、計画策定費、委託費、施設等の整備費、設備備品購入費及び都が必要と認めたその他の経費とする。

なお、経常的な経費については対象から除く。

## 2 設備等の整備及び設備備品の購入

(1) 本事業における施設等の整備や設備備品の購入は、当該経費の支出が支援事業の趣旨に合致し、さらに整備や購入が真に必要不可欠であり、事業終了後の扱いが明らかかつ確実な場合に限るものとし、上限額は原則として一のモデル事業1件につき当該モデル事業に係る経費の概ね1/2以内とする。

(2) 国、地方公共団体等による他の補助金等の制度が存在する場合には、当該制度で優先的に実施するものとし、当該制度で実施することが困難な場合に、支援事業により経費を支出することとする。その場合、施設等の整備または設備備品の購入にかかる経費に対する補助率等は、当該制度の補助率等（助成率、交付割合等）以内とする。

（助成事業の公募）

第8 助成対象事業は「東京都新しい公共支援事業 新しい公共の場づくりのためのモデル事業募集要領」に基づき公募する。

（助成の申請）

第9 助成を受けようとする区市町村及び協議体は、新しい公共支援事業による支援申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、都知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

- (1) 事業内容の補足資料（A4判任意様式）
- (2) 平成23年度の事業計画書及び収支予算書
- (3) 平成22年度の事業報告書及び収支決算書
- (4) 団体についての説明資料（設立趣意書、定款、概要書等）
- (5) 団体の登記事項証明書
- (6) 団体の前年度の納税状況のわかる証明書
- (7) その他知事が必要と認める書類

(2)から(6)までは、主担当となるNPO等のみ提出

（交付の決定）

第10 知事は、交付申請のあった事業について、原則として別途設置する「東京都新しい公共支援事業運営委員会」（以下「運営委員会」という。）による審査を経て、交付の決定を行う。ただし、震災支援枠については、この限りでない。

2 知事は、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、助成金の交付に条件を付すことができる。

3 知事は、助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定通知書（別記第2号様式）により、申請者に対して通知するものとする。

(申請の撤回)

第11 助成金の交付の決定を受けた者(以下「助成事業者」という。)は第10の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議のあるときは、交付金交付決定の通知を受けた日の翌日から起算して14日以内に、申請の撤回をすることができる。

(交付方法)

第12 助成金は概算払とし、助成事業者は第10に規定する助成金交付決定通知書を受けた後、助成金交付請求書(別記第3号様式)により、助成金の交付を請求するものとする。

2 決定された事業が平成24年度末までの2年間の事業であっても、助成金の交付は単年度ごとに行う。

3 平成24年度実施予定の事業については、平成24年度予算が平成24年3月31日までに都議会で可決された場合において、事業内容及び事業経費が確定するため、事業内容が変更又は中止となる場合がある。

4 概算払した助成金は、第24の規定に基づく助成金の確定額に基づき精算する。

(事情変更による決定の取消し)

第13 知事は、助成金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、モデル事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(変更申請等)

第14 助成事業者はモデル事業を中止し、又は廃止しようとするときは、モデル事業の中止・廃止承認申請書(別記第4号様式)により、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。また、モデル事業に要する経費の配分及び内容の変更(軽微な変更を除く。)を行う場合には、事業計画を変更した上で、モデル事業の内容変更に関する承認申請書(別記第5号様式)により、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、第1項の規定による申請の内容を審査し、承認することを決定したときは、モデル事業の変更等承認通知書(別記第6号様式)により、また、承認しないことを決定したときは、モデル事業の変更等不承認通知書(別記第7号様式)により、それぞれ通知する。

(公表義務)

第15 助成事業者は、モデル事業を実施するに当たっては、当該事業が都による助成事業である旨を公表し、また、適当な方法により表示しなければならない。

(事故報告)

第16 助成事業者は、モデル事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となっ

た場合には、速やかにその理由、遂行の見通し等を書面により知事に報告しなければならない。

(助成金の目的外使用の禁止)

第17 助成事業者は、助成金をモデル事業以外の目的に使用してはならない。

(善管注意義務等)

第18 モデル事業により取得し、又は効用の増加した財産については、モデル事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(取得財産の処分の禁止等)

第19 モデル事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定めている耐用年数を経過するまで、内閣総理大臣の承認を受けずに、このモデル事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。また、モデル事業の完了後から耐用年数を満了するまでの間、内閣府の求めに応じて、使用状況を報告することとする。

(経費区分及び帳簿等の整理保管)

第20 助成事業者は、モデル事業に関する経理について、他の経費と区分し、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、モデル事業完了の日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

第21 情報開示

(1) 団体情報の開示の義務付け

助成事業者は運営委員会による選定後3ヶ月以内に、別途内閣府が示す「標準開示フォーマット」を用いて、団体情報を開示しなければならない。

(2) 理解しやすい財務報告書の作成

助成事業者は一般的に理解しやすい財務報告書の作成に努めるものとする。

(3) 開示状況等の報告

助成事業者は第27に定める事業終了後の報告の際に、上記(1)の情報開示及び(2)の財務報告書の作成状況について、都に報告しなければならない。

(助成事業の状況報告)

第22 助成事業者は、都の指定する期間内に事業の実施状況について、モデル事業の状況報告書(別記第8号様式)にて知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第23 助成事業者は、モデル事業が終了したとき及び当該事業の会計年度が終了したときは、モデル事業完了実績報告書(別記第9号様式)に関係書類を添付して知事に報告しなければならない。

(助成金の交付額の確定)

第24 知事は、第23の規定による実績報告があった場合においては、その内容等を審査し、モデル事業が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付額確定通知書(別記第10号様式)により助成事業者に通知する。

2 交付額の確定にあたり、モデル事業の実施に伴う収入があり、助成を受けることによって収益が生ずる場合は、助成金の額から収益相当額を控除する。

(助成金の精算)

第25 助成事業者は、第24に規定する助成金交付額確定通知書を受けた後、助成金概算払精算書(別記第11号様式)により、概算払で交付を受けた助成金の精算をするものとする。

(検査・調査等)

第26 知事は、事業終了後に検査を実施する。また、モデル事業の適正な遂行を確保する必要があるときは、助成事業者に対し報告させ、又は都職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 助成事業者は、成果目標の達成状況等の把握のために都が実施する調査等に協力する。

(自己評価)

第27 助成事業者は事業終了後1ヶ月以内に成果をとりまとめるとともに自己評価を行い、新しい公共支援事業に関する報告書(別記第12号様式)を都へ提出する。

(是正のための措置)

第28 知事は、第24の規定による審査の結果、モデル事業が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していないと認めるときは、助成事業者に対し、これを適合させるための措置をとることを命ずるものとする。

(助成金の交付の決定の取消し)

第29 知事は、助成事業者が次の(1)から(5)までのうちいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) モデル事業を中止又は廃止した場合

(4) モデル事業を遂行する見込みがなくなると認められる場合

(5) その他この助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの要綱に違反したとき。

2 第1項の規定は、モデル事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 知事は、第1項の規定による取消しをした場合は、速やかに助成事業者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第30 知事は、第13又は第29の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、モデル事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金の返還を命ずるものとする。

2 知事は、第24の規定により助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第31 助成事業者は、第29に定める事由により助成金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を都に納付しなければならない。

2 助成事業者は、助成金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を都に納付しなければならない。

(違約加算金の計算)

第32 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における第31第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したのものとして、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 第31第1項の規定により加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第33 第31第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(その他)

第34 この助成金の交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、「東京都補助金等交付規則」(昭和37年東京都規則第141号)、実施要領及びガイドラインの定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成23年7月21日から施行する。